

五條

広報

7.10
2005:JUL
平成17年 NO.676



市の木
(くすの木)



市の花
(ききょう)



宇智野保育所



Contents 主な内容

議会 市政の報告
議決された議案

- P.7 市政トピックス
- P.8 国際交流防災
- P.9 消防
- P.12 五條ニュース
- P.14 暮らしのメモ
- P.15 カルムの広場
- P.20 おしらせ



ゴーちゃん
(五條市シンボルキャラクター)

新設五條市
9月25日スタート
五條市・西吉野村・大塔村がひとつに



議会

第2回 定例会

市政の報告

五條市長 榎 信晴

平成17年第2回定例会が6月6日に開会され、榎信晴市長が市政の報告を行いました。（抜粋）

平成17年度もすでに2か月余りが経過いたしました。先月の3月議会におきまして、ご議決いただきました予算に基づき諸事業を精力的に進めているところであります。それでは、4月から今日までの市政の概要についてご報告申し上げます。

平成16年度の決算

まず、平成16年度の決算状況につきましては、一般会計および国民健康保険ほか5特別会計において、おのおの剰余金をもちまして決算ができる見込みであります。

さらに、企業会計のうち、国民宿舎事業会計につきましては収益的収支で不足が生じましたが、水道事業会計におきましては純利益を計上し、それぞれ3月末日をもってすでに決算を終えております。次に、諸事業の取り組みに

ついてご報告申し上げます。

市町村合併

まず、本年3月議会で主要施策の取り組みのなかでも最重要課題としてご報告申し上げました「市町村合併」につきまして、合併期日までにいよいよ4か月を切ったわけですが、西吉野支所並びに大塔支所における業務内容の調整が整い、支所設置条例をはじめ、合併関連の条例制定および改廃など、66議案を今議会でご審議いただく運びとなりました。

その他の細部にわたる事務事業の調整につきまして、現在、一市二村の職員が連携し鋭意進めており、合併時には市民サービスの低下や混乱の招くことのないよう努力して参る所存であります。

また、合併記念式典等につきましても、合併当日の9月25日に予定しておりますが、その内容について検討しているところであります。

情報化の推進

次に、「情報化の推進」に対する取り組みについてご報告申し上げます。

近年、情報化が急速に進展するなか、本市におきましても、「地域イントラネット」を盤施設整備事業」の補助金を受けけるため、総務省に対し要望しておりましたが、このたび採択の内示がありました。

この事業は、新生五條市内の学校、公民館および市庁舎等の公共施設41か所を高速通信網である光ファイバーを利用したネットワークの整備を行うとともに、インターネット技術を活用して、市民に行政情報や災害情報の提供、学校間の交流などに活用するもので、平成18年2月末の完成を目指し取り組んで参る所存であります。

道路整備事業

次に、「まちの活性化」の取り組みのうち、「道路整備事業」についてご報告申し上げます。

げます。

国道24号の渋滞緩和や安全確保からも京奈和自動車道五條道路の整備につきましては、平成17年度末の完成を目指し、国、県が一体となり鋭意取り組んでおりますことはご案内のとおりであります。

特に居傳町から国道310号までの側道については、先に全線開通を目指しており、また、国道310号から畑田町までは、本線のトンネル工事を含め全面展開しているところであります。

また、国道24号の拡幅整備につきましては、国土交通省が本陣交差点から市役所下交差点までの区間において詳細設計を完了し、現在、西川河川占用等を関係行政機関と協議中であります。

なお、本市の関連事業として、地籍調査等が、関係地権者のご協力を得て終了し、国土交通省並びに法務局に關係書類を送付したところであり

ます。今後におきましては、国道24号沿線整備検討会等に図りながら地元説明会を開催して

行きたいと考えております。また、引き続き国道24号の拡幅事業が早期に完成するよう、国に要望して参る所存であります。

一方、市の幹線道路につきましては、牧野A南地区の住宅開発に伴う市道五條北部幹線は、平成17年度末の完成を目指し鋭意取り組んでいるところであります。

また、大川橋北詰および本陣交差点の渋滞解消のための市道五條荒坂線の拡幅整備工事につきましても、残りの工事区間、大川橋北詰から市営東田中団地までの間、約300メートルの拡幅工事を平成17年度末の完成を目指し取り組んでいるところであります。

街なみ環境整備事業

次に、新町の「街なみ環境整備事業」につきましてご報告申し上げます。

街なみの広告塔として多くの来訪者を集めている「長屋門」、「まちなみ伝承館」に引き続き、ふるさとづくり事業により整備を進めておりま

した「まちや館」が完成し、去る4月28日に竣工式を挙行いたしました。

この施設は、江戸時代の「かまど」や「箱階段」などを再現した建物そのものを展示するほか、木村篤太郎氏の関連資料なども展示し、5月から一般公開しております。

今後におきましても他の施設と連携しつつ、本市の観光拠点としての機能強化を図って参りたいと考えております。

吉野川の活性化

次に、吉野川の活性化の取り組みのうち、吉野川水辺空間整備基本計画に基づく「水辺の楽校環境整備事業」につきまして、大川橋下流新町側の整備を行っており、現在、堤防敷に設置している管理用階段等の改修整備および張芝を施工しているところであります。

また、国の事業として施工しておりました「親水護岸工事等景観形成事業」が完成し、これによりまして、周辺の治水、景観保持が図られること

もに、緊急自動車等の進入路が整備され、地域の安全が確保されたところであります。

今後におきましては、吉野川の「（通称）天神浦」において出水により河岸洗堀が生じた箇所を根詰めブロックにより保護を行う「五條地区河岸補強工事」が実施され、本年7月完成予定であります。

これにより、出水期を控え、水害等が防止されるものと期待しているところであります。

公園整備事業

次に、地域のコミュニティおよび災害時の防災活動の拠点として進めております「公園整備事業」の取り組みのうち、五條中央公園につきましては、市道五條吉野線の付け替え工事と並行して、多目的グラウンドの早期供用に向け北側の整備を行うとともに、トイレの新築工事に着手したところであります。

また、牧野南近隣公園につきましても、実施設計が完了し、入札等発注の準備を進めているところであります。



児童福祉行政

次に、「児童福祉行政」の取り組みについてご報告申し上げます。

少子化対策として、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援に関する地域行動計画を本年度当初に策定し、子育て支援を通じて少子化への対策を講じているところであります。

その第1歩として、本年度から市立宇智野保育所において、保護者の疾病などで家庭において保育することが困難となった場合に養育する一時保育事業を開始いたしました。今後は、本計画を達成すべく各種施策を順次実施して参る所存であります。

また、児童虐待の防止等に関する法律の改正に伴い、虐待の相談や通報先に市町村が指定されたことから、家庭児童相談室を福祉事務所に移転いたしました。今後は、虐待防止ネットワークなどを活用し、児童が虐待により心身に痛みを受けることのないよう、施策の強化

教育行政

を図って参りたいと考えております。

次に、「教育行政」の取り組みにつきましてご報告申し上げます。

北宇智小学校大規模改修事業につきましては、今議会でご審議いただきますが、校舎の老朽化に伴い、教育環境の機能低下に対する復旧措置および教育課程の変更に伴う改装等を行うことにより、教育環境の改善等を図るとともに建物の耐久性の確保を目的として、本年度から2か年計画で実施して参りたいと考えております。

水道事業

次に、「水道事業」につきましてご報告申し上げます。

生活様式の向上と水需要に対応するため、公共性と経済性との調和を図りながら、健全経営に努めているところであります。3月議会でもこ

報告申し上げます水道水の臭気につきましては、4月下旬から再発し、市民の皆様にご迷惑をかけております。

このカビ臭は、吉野川の河水が滞留し、藍藻藻類等が異常繁殖したことによるものと考えられ、これらの対策として、粉末活性炭を注入し原因物質の除去を行っております。

この臭気物質は、人体には無害ですが、安全でおいしい水を供給するため、できる限り水道水に残る臭気を低減を図って参る所存であります。

消防行政

最後に、「消防行政」の取り組みにつきましてご報告申し上げます。

阪神、淡路大震災を教訓として消防水利の充実を図るため、耐震性貯水槽（100トン級2基、60トン級1基）を本町3丁目の給食センター跡地、新町の吉野川河川敷公園附近および岡町集会所附近に設置すべく準備を進めている

ところであります。

また、救急業務につきましては、現在15名の救急救命士があらゆる災害現場の傷病者に対して、高度な技術と知識をもって活動中でありますが、さらに昨年7月から医師の具体的指示での気管挿管行為が可能となり、本市においても去る4月に1名の認定救急救命士が誕生し、平成18年4月をめどに対象患者への薬剤投与ができる体制づくりに取り組んでいるところであります。

さらに、予防業務につきましては、近年全国的に住宅火災による高齢者の死傷事故が多発していることから、一人暮らしの高齢者宅に防火訪問し、火気の取り扱い方法や住宅用火災警報機の設置について指導を行い、出火防止に努めているところであります。



議会 第2回定例会
議決された議案

条例・規約等

【一部改正】

特別職の職員で常勤のもの及び旅費に関する条例

三役及び教育長の期末手当を減額税条例

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正

老人医療費助成条例改正

奈良県の老人医療費助成条例改正に伴う改正

乳幼児医療費助成条例改正

奈良県の乳幼児医療費助成条例改正に伴う改正

心身障害者医療費助成条例改正

奈良県の心身障害者医療費助成条例改正に伴う改正

母子医療費助成条例改正

奈良県の母子医療費助成条例改正に伴う改正

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の公布に伴う改正

消防団員等公務災害補償条例改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う改正

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正

水道料金の徴収方法を原則として、口座振替及び納入通知書による徴収

のみとした。

議会委員会条例

各常任委員会と議会運営委員会の委員の定数を7人とした。

【合併】

17年9月25日に吉野郡西吉野村及び同郡大塔村を編入合併するに伴う条例の制定及び改廃

議会議員の定数を定める条例の一部改正

公告式条例の一部改正

路線バス専用道五條西吉野線設置条例の制定

情報公開条例の一部改正

個人情報保護条例の一部改正

防災会議条例の一部改正

準用河川管理条例の制定

法定外公共物の管理に関する条例の一部改正

支所設置条例の制定

総合計画審議会条例の一部改正

西吉野村及び大塔村の編入に伴う条例の適用の特例に関する条例の制定

市立西吉野北総合センター条例の制定

副収入役設置条例の廃止

市立児童遊園地設置条例の一部改正

公園条例の一部改正

市営住宅条例の一部改正

農業集落排水処理施設条例の制定

大塔総合案内センター条例の制定

大塔山村体験実習センター条例の制定

大塔木材加工品等展示販売施設条例の制定

大塔山村振興センター条例の制定

大塔水車施設条例の制定

大塔ふれあい交流館条例の制定

大塔赤谷オート・キャンプ場条例の制定

みどり園条例の一部改正

市立保育所条例の一部改正

市立へき地保育所条例の制定

保育の実施に関する条例の一部改正

老人医療費助成条例の一部改正

乳幼児医療費助成条例の一部改正

心身障害者医療費助成条例の一部改正

母子医療費助成条例の一部改正

国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険税条例の一部改正

介護保険条例の一部改正

市立西吉野保健福祉センター条例の制定

市立大塔診療所条例の制定

市立大塔診療所条例の一部改正

市立学校設置条例の一部改正

市立五條幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正

高等学校分校の授業料等に関する条例の制定

市立公民館条例の一部改正

地域体育施設条例の一部改正

市立中央体育館条例の一部改正

西吉野テニスコート条例の制定

西吉野自然休養村センター条例の制定

西吉野交流促進センター条例の制定

西吉野きずみ館条例の制定

特定公共賃貸住宅条例の制定

市営住宅条例の一部改正

公園条例の一部改正

副収入役設置条例の廃止

市立児童遊園地設置条例の一部改正



助役に 小藪良彦氏を選任

6月6日から16日まで開かれた市議会第2回定例会で、小藪良彦氏が選任同意されました。

小藪氏は昭和46年五條市役所に入り、秘書課長、都市整備部長を歴任、平成14年より市長公室長を務める。

ごあいさつ

このたび、6月20日付をもちまして五條市助役に就任いたしました。

新しい職務にあたりましては、もとより微力ではございますが、その重責を十分に自覚し更なる決意と情熱をもって五條市政発展に最善の努力をしてまいりますので、どうかご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

田村助役が退任

田村史雄助役が、6月13日付をもって退任されました。

田村助役は、平成13年6月に助役に就任、一期4年にわたり市の発展に尽力されました。大変ご苦労さまでした。



五條市長の資産等の概要

政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に関する条例に基づき、五條市長の資産等の概要を、市民の皆さんにお知らせします。

1 五條市長の資産等補充報告書の内容 (平成17年1月25日現在)

内 容	備 考
【所 在】五條市中之町1775 【面 積】528.00㎡ 【固定資産税の課税評価額】1,443,775円	
【所 在】奈良市JR奈良周辺 仮換地11 - 1 【面 積】19.49㎡ 【固定資産税の課税評価額】445,375円	
【所 在】奈良市JR奈良周辺 仮換地11 - 6 【面 積】1.45㎡ 【固定資産税の課税評価額】113,314円	
地上権 賃借権	該当なし
【所 在】五條市中之町1775 【床面積】96.79㎡ 【固定資産税の課税評価額】375,140円	
【所 在】五條市中之町1775 【床面積】162.00㎡ 【固定資産税の課税評価額】3,110,386円	

建 物	【所 在】奈良市三条本町 29 - 1 【床面積】73.54㎡ 【固定資産税の課税評価額】3,755,545円	
預 金	1,300,000円	当座・普通預金を除く
貯 金	該当なし	普通貯金を除く
郵便貯金	該当なし	通常郵便貯金を除く
金銭信託	該当なし	
有価証券	株券も含め該当なし	
自動車	該当なし	取得価格が100万円を超えるものに限る
船 舶	該当なし	
航空機	該当なし	
美術工芸品	該当なし	
ゴルフ場の利用に関する権利	該当なし	譲渡することができるものに限る
貸 付 金	該当なし	生計を一にする親族に対するものを除く
借 入 金	3,000,000円	本人が有するものに限る

2 所得等報告書の内容 (前年の所得)

	所得金額	起因となった事実
給与所得	15,534,995円	五條市長、(財)社会教育財団
雑所得	1,607,414円	都道府県議会議員共済会

3 関連会社等報告書の内容 (平成17年4月1日現在) (報酬を得て役員・顧問等の役職に就いている会社等)

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問 その他職名
社会教育財団	奈良市西大寺南町1 - 3	理事



賀名生スイミングプール条例の制定
大塔郷土館条例の制定
消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部改正
火災予防条例の一部改正
消防団条例の一部改正
消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正
非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正
大字の廃止と町を画すること
南和広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び南和広域連合規約の変更
五條吉野基幹水利施設管理協議会規約の変更
五條市、西吉野村教育事務の一部事務委託規約(33年告示)の廃止
五條市、西吉野村教育事務の一部事務委託規約(45年告示)の廃止
五條市、和歌山県橋本市、教育事務の一部事務委託規約の廃止
五條市・西吉野村消防事務の委託規約の廃止
合併協議会の廃止

予 算
16年度一般会計補正予算(第5号)
地方債借入限度額を変更
16年度老人保健特別会計補正予算(第2号)
545千円を追加

17年度一般会計補正予算(第1号)
127,856千円を追加

人 事
助役の選任
小藪良彦氏の選任に同意
公平委員会委員の選任
山田悦雄氏の再任に同意
教育委員会委員の任命
御勢久右衛門氏の再任に同意
監査委員の選任
岩城健氏の再任に同意

その 他
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
大野新田町の公共的施設の整備計画を策定
工事請負契約の締結について
北宇智小学校(北棟)大規模改修工事を190,575千円で契約
市道路線の認定について
市道なつみ台の30路線を認定

報 告
16年度財団法人文化体育振興公社の決算及び事業の報告
16年度土地開発公社の決算及び事業の報告
16年度一般会計継続費繰越計算書の報告
火葬場建設事業の通次繰越額の報告

16年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
道路新設改良事業ほかの繰越額の報告
16年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
流域関連公共下水道事業の繰越額の報告
16年度墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
墓地建設事業の繰越額の報告
16年度水道事業会計予算繰越計算書の報告
送配水及び給水設備建設改良費の繰越額の報告

意見書
意見書2件を可決し、内閣総理大臣はじめ関係大臣に提出
地方六団体改革案の早期実現に関する意見書
地方議会制度の充実強化に関する意見書

備 考
1 条例等議案の名称は、簡略にしてあります。
(例) 五條市税条例 税条例
2 平成17年度 17年度は、専決処分した議案です。

はい、119番消防署です。

もし熱中症になれば

木陰など涼しい場所に運び、上着を脱がせる。

ベルトなどはゆるめる。

応急処置を実施する。

ぬれたタオルやシートで体をおおい、体を冷やす。

意識があれば、水分および塩分（スポーツドリンク等）を補給する。

意識がなければ気道確保、呼吸がなければ人工呼吸、循環のサイン（自発呼吸、せき込み、体動）がなければ心肺蘇生法を行い、救急車を要請する。



問い合わせ 五條市消防本部 TEL 3310

火の用心

ここがポイント

花火遊びは、迷惑にならない



ルールを守って
楽しい花火

- 1 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。
- 2 燃えやすいもののある場所でないこと。
- 3 花火をするときは、水バケツを用意し、遊び終わったら完全に消しておきましょう。
- 4 大人と一緒に遊びましょう。
- 5 吹き出し、打ち上げ花火など途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。

五條市消防本部
五條市消防団

消防協力者へ 感謝状

3月7日に発生した建物火災を早期に発見して119番通報するとともに、迅速、的確な人命救助および火災を初期の段階で消火し、被害の軽減に尽力された功績に対し感謝状を贈呈しました。

受賞者は次の方々です。（敬称略）

北山 かず子
森田 義和
阪口 勉
上田 勝
上田 千恵子

こんにちは
ハナ・イエイツ
外国語指導助手(ALT)です

日本に来た母



4月に母が、日本にやって来ました。すばらしい時を過ごし、ぜひもう一度来たいと言っています。

母は、日本滞在中に京都、吉野山、高野山、大阪、姫路などを訪れました。日本の温泉も初めて体験することができました。桜の季節の幕開けを、見ることもできたのも幸運でした。

母は、山の景色と家並みの美しい屋根の姿に驚いていました。特に、青い屋根がわらが気に入ったようです。でも彼女は、田舎の景色同様に大阪の梅田スカイビルの屋上に上ったり、買い物をしたりするのも楽しみました。そこには夜行ったので、大阪の明るいネオンの眺めは本当に美しかったです。

4月3日の日曜日、私たちは南阿太の流し雛につれて行ってもらいました。これは、すばらしい経験になりました。私たちは、着物を着た小さな女の子たちを見たり、お寺でのお勤めを見学したあと、二つの紙のお人形を乗せた笹の葉でできた小さな舟を持って、吉野川へ行き、その人形を流しました。とっても感動しました！

こんな愉快的な経験もしました。こちらに来てから何日かたち、少し自信がわいてきた母は、日本語を試したいと思ったのです。ある夜、電車の中で彼女は、運転士さんに料金を払うための表現「橋本から、3人、お願いします。」と言う日本語を練習しました。どうしたわけか電車は、線路上でしばらく停止しました。再び動き始めるまで、かなりの時間がありました。母が練習するための時間は、多すぎたのです。とうとう電車が私の家の近くの駅で止まった時、母は運転士さんのところへ行き、とっても早口で「ハシモト、サニン、オネガシバシ。」とほとんど意味不明の言葉を言ったのです。運転士さんはすごくびっくりして、まるで幽霊でも見たような顔つきになりました。私の母はお金を渡し、私たちは大あわてで電車から降りました！もし、皆さんの中にその時のお気の毒な運転士さんがいたら、謝りたいと思います。もう、ショックから立ち直れたでしょうか？

私の母は、こちらで出会ったすべての人々の親切に、一番感動しました。みんなとっても温かく、いろいろと助けてくれて、そしてとりわけ、優しくこの国に迎え入れられていると感じさせてくれました。

母の滞在中に親切にしてくださった人々に、感謝いたします。きっと母は、日本での幸せな思い出をいつまでも、心に抱き続けることでしょう。

*この記事は五條市ALTの書いた英文を訳したものです。英語版(原文)は中央公民館にあります。

市外局番

「07472」「07473」地域の

電話番号が

9月25日(日)から

変わります!!

対 象
市外局番「07472」「07473」地域
変更日時
9月25日(日)午前2時

変更内容

現在ご使用の市外局番の末尾【2】【3】が取れて、市内局番の先頭につきます。

現 在	0 7 4 7 2 - - 0 7 4 7 3 - -
変更後	0 7 4 7 - 2 - 0 7 4 7 - 3 -

問 合 先

総務省近畿総合通信局情報通信部電気通信事業課
06-6942-8518 FAX06-6920-0609
五條市役所企画調整課 4001(内線314)



8月1日から 乳幼児・母子・老人・障害等の 福祉医療制度が大きく変わります

改正目的

制度を将来にわたり持続可能な安定した制度とすることが必要であり、少子高齢化社会に対応した福祉施策を実施し、福祉医療受給者が今後も長期にわたり安定した制度のもとで安心してサービスを受けられることを目的としています。

大きな改正点

医療機関等の窓口では、すべての受給者は自己負担となる3割（3歳未満は2割）をいったん支払います

7月31日までは、福祉医療証を医療機関等にもせると、保険診療分の負担が無料もしくは1割から3割の支払いでしたが、8月1日からは、いったん保険診療における自己負担分を支払ってください。後日福祉医療分を指定された銀行口座等に振り込みでお返しします。(奈良県外分は従来どおり申請が必要です)

一部負担金が定（低）額負担となります（乳幼児・母子・心身障害者・重度心身障害老人等）
老人医療受給者以外の人の一部負担が変更されます。通院はひとつの医院（総合病院等の場合は診療科）ごとに月500円まで自己負担となります。

入院はひとつの医院（総合病院等の場合は診療科）ごとに月1,000円（2週間未満の場合は500円）まで自己負担となります。

ただし、医療機関等の処方せんにより受診した調剤薬局分は一部自己負担金はありません
老人医療受給者の方は従来どおりの一部自己負担です

助成金の支給方法が自動償還方式に統一されます
事前に申請と口座登録を済ませ、医療機関等の窓口で負担した医療費のうち助成分をおよそ3か月後、登録口座に振り込みます。

(福祉医療制度の助成対象者になると思われる人に7月中に申請書を郵送します。)
医療機関等の窓口で市が発行する資格証を提示した場合で県内受診分のみです。
県外受診分は従来どおり申請が必要です。

乳幼児医療助成制度の拡大と所得制限が統一されます
3歳から就学前までの入院分についての助成が新たに開始されます。
乳児医療・幼児医療とも児童手当の所得制限に統一されます。
受給資格が8月1日からは乳幼児の住所地に変更されます(旧制度は養育者の住所地)

65歳から70歳までの老人医療助成制度が段階的に廃止されます
対象者は昭和15年7月31日以前に生まれた65歳から70歳までの人です。それ以降に生まれた人は対象となりません。

平成17年7月31日までに65歳に達した人は70歳になるまで引き続き制度の対象となります。(所得制限有り)

廃止理由

国の医療制度において後期高齢者への重点化により老人保健制度と対象年齢にすき間が生じること(老人保健制度の対象年齢の引き上げ 70歳 75歳)
老人保健事業や介護保険制度の事業費が今後も大きくのびること
健康づくりの推進や平均寿命が延びていること

福祉医療費資金貸付制度が新たにスタートします
福祉医療制度改正に伴い医療機関等の窓口の支払いが困難な場合、福祉医療費資金貸付制度が利用できます。(所得制限有り)詳しくは保険課までお問い合わせください。

問合せ先 保険課福祉医療係(内線393・344)

対象者の医療費自己負担金を公費で助成します 老人保健・福祉医療助成制度について

五條市では、高齢者や重度心身障害者、母子家庭の母と子、また赤ちゃんが健康保険証で医師の診察を受けたときの自己負担金を公費で助成します。

助成を受けることができる人は、五條市に住所を有する、国民健康保険の被保険者、社会保険本人および被扶養者の人で、次の要件に該当する人です。

制 度 名		支 給 要 件		
国 の 制 度	老人保健法 医療受給者証	満75歳以上の人(誕生月の翌月1日より)および政令で定める障害のある(状態が身体障害者手帳1~3級および4級の一部、障害年金1・2級、療育手帳A、精神障害者保健手帳1・2級に該当する人)65~75歳の人。ただし、昭和7年9月30日以前生まれの人は従来どおり老人保健の対象(政令で定める障害のある65~75歳の人も同様)です	所得制限なし	
	老人医療	昭和15年7月31日以前に生まれた満65歳~69歳の人で、本人・配偶者・扶養義務者(子・孫・兄弟等)とも住民税所得割が非課税の人 世帯あるいは保険が別であっても同一家で住んでいる場合、また離れて住んでいる子の社会保険加入者はその被保険者も上記と同様に全員住民税所得割が非課税であること	課税制限あり	
県 の 制 度	乳 幼 児 医 療	0歳児~2歳児	出生の日から満3歳となる月の末日まで(1日生まれの人は前月末まで) ただし、乳幼児が五條市に住所を有すること	所得制限あり
		<新設> 3歳児~就学前	満3歳となる月の翌月1日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで ただし、幼児が五條市に住所を有すること	所得制限あり
	心身障害者医療	1歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級・療育手帳Aをお持ちの人	所得制限あり	
	母子医療	母子家庭の母と18歳未満(18歳の年度末)の児童および両親のいない18歳未満(18歳の年度末)の児童を養育している夫のいない女子または未婚の女子	所得制限あり	
	重度心身障害 老人等医療	老人保健制度に該当する人のうち、身障手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの人	所得制限あり	

福祉医療については、7月中に申請を済ませた人のうち該当者に資格証を発行します。該当すると思われる人でまだ資格証を取得していない場合は問い合わせてください。

この医療助成制度については申請主義ですが、五條市では、これらの制度のうち便宜上老人保健法に該当すると思われる人・・・誕生月末に案内のハガキを送付します。
新設の幼児医療に該当すると思われる人・・・満3歳の誕生月の初めに申請書(手紙)を送付しますが、住民票のない人、転入した人、また条件の把握ができない人等については通知できない場合があります。

申請時には、健康保険証、印鑑が必要です。また転入した人については、前住所地での所得証明等が必要です。

現在老人保健・福祉医療証を持っている人で住所・氏名・加入医療保険の変更や資格喪失『死亡・転出・婚姻(母子)』等の場合は必ず届けてください。

老人保健受給者で1か月の医療費が高額になった場合
「高額医療支給申請書」を提出する必要がありますが、高額の結果が出るまで時間を要するので市役所から通知があるまでお待ちください。なお、一度申請をすると変更がない限り提出する必要はありません。
老人保健受給者の人が入院した場合

住民税非課税世帯の老人保健受給対象者は、「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請を行ってください。入院時の一部負担金および食事代が軽減されます。

問合せ先 保険課福祉医療係(内線393・344)

非行から子どもたちを守ろう

▶青少年補導委員に 232人を委嘱

青少年補導委員の委嘱式が、6月11日、中央公民館で行われました。委嘱を受けたのは、各校区補導会が推薦した方々で、これから一年間にわたり、青少年の健全育成のため、幼児・児童・生徒の登下校の安全確保と校区内の危険箇所などの点検にあたります。



「青少年の非行に取り組む強調月間」 7月1日～8月31日

期間中、青少年センターでは、非行防止街頭啓発、教育講演会、ネイチャーキャンプを行っています。



▶高齢者市民の集い開催 老人クラブ連合会

第15回高齢者市民の集いが5月27日に開催され、約700人が出席しました。この催しは五條市老人クラブ連合会の主催で行われ、会員を招き優良会員および同クラブの発展に寄与した方々に感謝状が贈られました。また会員により演芸なども披露され、出席者は楽しいひとときを過ごしました。

第23回 五條市民球技大会 (ソフトボールの部・ペタンの部・ グラウンドゴルフの部)結果

このほど行われた市民球技大会ソフトボールの部、ペタンの部、グラウンドゴルフの部の結果は次のとおりです。(敬称略)

【ソフトボールの部】

(Aゾーン) 優勝 宇智地区体育協会
準優勝 あづみ台地区体育協会
第3位 田園地区体育協会B

(Bゾーン)

優勝 田園地区体育協会A
準優勝 北宇智地区体育協会
第3位 五條市ソフトボール協会B

【ペタンの部】

優勝 中4チーム(松永満・山田典子)
準優勝 なかよし会3チーム(喜多成子・中川サツ子)
第3位 鶴亀会2チーム(照山幸伸・斎藤初子)
第3位 今井チーム(小平敏彦・石井キミエ)

【グラウンドゴルフの部】

優勝 北居会(藤村清利)
準優勝 ひまわりクラブA(西浦三郎)
第3位 本町会(喜多務)

▶ボーイスカウトで功労表彰

このほど福岡市で行われた平成17年度ボーイスカウト日本連盟年次全国大会において、次の方が功労章を受賞されました。(敬称略)

たか章 田野邦良(福岡県議会議員連盟)
かっこう章 西辻佳義(ボーイスカウト五條第3団)



宿場町の にぎわい 戻る

自由市場かげろう座2005

江戸時代の町並みが残り、かつて宿場町として栄えた新町通りに、当時のにぎわいを再現し、通りの活性化を図ろうと、5月29日に「自由市場かげろう座2005」が開催され、市内外から約5万人が訪れました。
新町通りのほか、商売会通り、えびす通りや駅前商売会通りの町屋の軒先などに手作りの物品や食べ物販売する店など450店が出店。また各所に設けられたステージや街頭で大道芸などが披露され、訪れた人を楽しませました。



本年度の活動方針などを採択

五條市自治連合会定期総会開催

平成17年度の五條市自治連合会定期総会が、5月28日に市民会館で開催されました。総会には自治会長約200人が参加し、予算の審議等が行われ、本年度の活動方針などが採択されました。また自治功労者の表彰も行われ、自治会活動に尽力した功労者に表彰状が贈られました。なお表彰を受けられた方々は次のとおりです。(敬称略)

市長表彰

榮林末次 (有家町自治会長)
多田宗豊 (西釜窪町自治会長)
藤森義信 (南靈安寺町自治会長)

会長表彰

平山雅惟 (相栄南町自治会長)
田宮光朝 (八王子町自治会長)
中野俊作 (中之町自治会長)
辻 秀夫 (北之町自治会長)
下辻常之 (北中町自治会長)
高井謙次 (二見本町2丁目自治会長)
池田瑞穂 (西寄足町自治会長)
櫻井茂永 (内川町自治会長)
原田昭明 (有家県営住宅A自治会長)
谷向秀喜 (大澤町自治会長)
天野裕司 (田園3丁目第7自治会長)
北 行利 (市塚町自治会長)



清水正勝五條市自治連合会会長が6月17日に逝去されました。謹んでごめい福をお祈りいたします。



老後の安心

介護保険

65歳に達すると、第1号被保険者として介護保険料を納めていただきます。

保険料段階の決まり方

前年度所得を基に、本人所得と世帯全体の課税が非課税によって決まります。

納め方

特別徴収の方は(年金より天引き)

4・6・8月は2月分と同額の保険料を天引き(仮徴収)、10・12・2月は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた残額を、3回に分けて納めていただきます。一部8月分の保険料が、2月分の額と変更となる方

がいます。詳しくは7月15日ごろに送付する決定通知書をご覧ください。

普通徴収の方は

社会福祉課より送付する納付書で、7月から2月までの年8回の納付となります。

できるだけ口座振替のご利用をお願いします。

ご注意

年度の途中で65歳になったとき、転入したときは、すぐに特別徴収(年金からの天引き)はできませんので、月割りで普通徴収になります。

特別徴収の方でも、年度の途中で段階が変更になった場合は、特別徴収に併せて普通徴収になります。年金の現況届の提出し忘れで、介護保険料の差し引きができなくなる場合が多くなっていますので、注意してください。


問合せ先 社会福祉課介護保険係(内線291・294)

平成17年度 五條市 第1号被保険者(満65歳以上)介護保険料

段階	対象者	年間保険料額
第1段階	生活保護、老齢福祉年金の受給者で世帯全員非課税	20,280円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	30,420円
第3段階	本人が市民税非課税で、世帯が課税	40,560円
第4段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	50,700円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	60,840円

カルムのひろは

保健福祉センターからのお知らせ

<p>在宅当番医の変更</p>	<p>7月の休日在宅当番が次のとおり変更になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>7月10日(日)</td> <td>鎌田医院</td> <td>野原西1-6-8</td> <td>3138</td> </tr> <tr> <td>7月24日(日)</td> <td>中谷内科医院</td> <td>野原西4-4-3</td> <td>3683</td> </tr> </table>	7月10日(日)	鎌田医院	野原西1-6-8	3138	7月24日(日)	中谷内科医院	野原西4-4-3	3683
7月10日(日)	鎌田医院	野原西1-6-8	3138						
7月24日(日)	中谷内科医院	野原西4-4-3	3683						
<p>健康づくり 市民公開講座</p> <p>~尿もれやトイレが近くて困っていませんか~</p>	<p>おしっこで悩んでいる人、また家族に悩みがある人など、老若男女を問わずどなたでも気軽に参加してください。</p> <p>講師</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>なつめ おさむ 夏目 修 先生</p> <p>略歴 奈良県立医科大学医学部卒業 奈良県立医科大学泌尿器科教室入局 奈良県立医科大学病院 奈良県救命救急センターを経て現職 資格：医学博士 日本泌尿器科学会専門医・ 日本泌尿器科学会指導医 日本リハビリテーション医学会専門医 日本透析学会認定医</p> </div> </div> <p>日時 7月24日(日)午後1時30分~3時 場所 カルム五條 多目的ホール テーマ 「あきらめないで、おしっこの悩み」 講師 夏目修先生 (奈良県心身障害者リハビリテーションセンター泌尿器科部長)</p> <p>参加費 無料 申込方法 7月21日(木)までに申し込んでください。 申込・問合せ先 保健福祉センター成人保健係 (内線290)</p>								

カルム五條では、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民の方の健康相談を受けつけています。お気軽にご利用ください。

カルム五條
(保健福祉センター)
4001 内線289, 290
FAX 6585

私たちの健康を守る

国民健康保険

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費を賄っている大切な制度です。職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外はすべての人が加入することになっています。加入の届出が遅れると、国保はさかのぼって納めることになります。国保は私たちの健康を守る大切な財源です。納期内納付にご協力ください。

災害など、政令等で定められた特別な事情もなく長い間滞納し、納税相談にも応じない世帯にはやむを得ず・・・

保険証を返してもらい資格証明書を交付します。これにより医療費の支払いがいったん全額自己負担となります。

保険給付(高額医療費・出産一時金・葬祭費等)が差し止められたり滞納保険料額分が差し引かれたりします。

資格証明書とは国保の被保険者の資格を証明するだけのものです。

このような措置をとることがありますので、国保料は必ず納期内に納めましょう。

問合せ先 保険課保険税係(内線266・368)

平成17年度の五條市国民健康保険税の決め方

介護保険の導入に伴い、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)は、従来の医療分と、介護分を合わせたものが国民健康保険税となります。また、世帯の所得と人数によって、減額される場合があります。



平成17年度 納期表

第1期	8月1日(月)	第5期	11月30日(水)
第2期	8月31日(水)	第6期	12月26日(月)
第3期	9月30日(金)	第7期	1月31日(火)
第4期	10月31日(月)	第8期	2月28日(火)

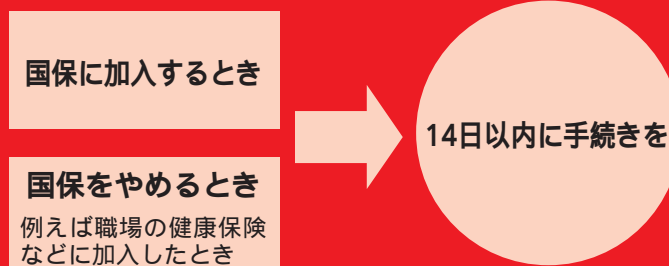
国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

有効期限は 7月31日 です。

8月1日からお使いいただく新しい受給者証を7月末ごろに郵送します。お手元に届かない場合は、保険課までお問い合わせください。

問合せ先 保険課給付係(内線267、367)

国民健康保険の手続きはお早めに



問合せ先 保険課給付係(内線267、367)

国民健康保険税
全期・第1期
の納期限は
8月1日(月)
です

市役所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。



五條市高等学校等 進学奨励支度金の給付について

学校教育課(内線819)

五條市では、教育の機会均等に基づき、勉学の意欲がありながら経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への進学が困難な人に対し、進路の保障を図り、進学の意欲を高めるため五條市高等学校等進学奨励支度金給付制度があります。

次に掲げる要件に、すべて該当する場合は、五條市教育委員会事務局学校教育課へ申請してください。
奈良県高等学校等奨学金、五條市育英会奨学金、生活福祉資金(修学資金)、または、母子・寡婦福祉資金(修学資金)のいずれかの貸与を、平成17年4月から受けている者。なお、奈良県高等学校等奨学金の決定通知は、7月下旬(予定)です。通知が届くまでお待ちください。
五條市に居住する者で、平成17年3月に市内の中学校を卒業して、高等学校(定時制・通信制を含む)・高等専門学校に入学した者
今までにこの支度金の給付を受けていない者

申請書類の提出期限 8月15日(月)

申請書記布窓口および問合せ先
五條市教育委員会事務局 学校教育課(下之町21番地) 4001(内線819)

世界平和と核兵器廃絶を祈願 - 市内13か寺から「平和の鐘」 -

庶務課(内線206)

一瞬にして多くの生命を奪い、傷つけ、二つの都市を破壊した昭和20年8月6日、9日の広島、長崎への人類最初の原爆投下から60年が過ぎ、戦争の悲惨さを知らない世代が多くなっています。

世界で唯一の被爆国として、私たちは、「核兵器の廃絶」と「戦争放棄」を声を大にして叫び、世界平和の先導者として活動しなければなりません。

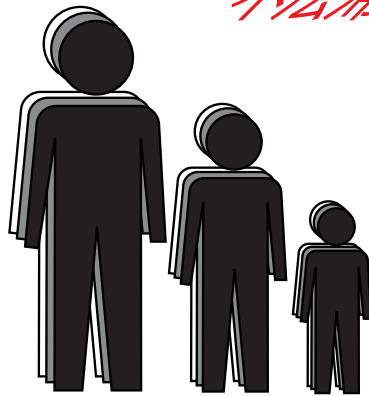
広島、長崎の悲劇以来、今日まで核兵器は使用されていませんが、今後も使用されないとはいえません。特に、核兵器を新たに開発しようとしている国や、核の脅威を利用して自国の利益を守ろうとしている国など、世界中にはいまだに核の脅威が存在しています。

五條市では、昭和61年9月に核兵器廃絶平和都市を宣言し、「核兵器廃絶、平和宣言都市」の啓発塔を市役所前、中央公民館前、上野町の3か所に設置するとともに、「平和の鐘」をついて恒久平和を祈願しています。

今年も、広島に原爆が投下された8月6日(土)午前8時15分、長崎に原爆が投下された8月9日(火)午前11時2分、そして五條が空襲を受けた8月8日(月)の午前8時30分から1分間、原爆死没者のめい福と世界恒久平和を祈願して「平和の鐘」が市内の13か寺から鳴り響きます。

市民のみなさん、この趣旨をご理解のうえ、当日は1分間の黙とうをお願いします。

不法滞在・不法就労防止にご協力ください!!



不法滞在者は推計2.5万人
その大部分は不法就労し、我が国の経済・社会に悪影響をあたえています。
来日外国人労働者の増加に伴う不法滞在者
最近では、悪質な不法滞在者がグループ化して犯罪を犯すケースが増えており、我が国の治安を脅かしています。

不法滞在や不法就労を許さない社会環境づくりが必要です。
不法滞在者など働くことを認められない外国人を雇った事業主は法律で処罰されます。
雇用する際は必ずパスポート等を確認してください。

来日外国人労働者の現状
平成16年中の来日外国人労働者の総数は、全国で4万7,124件(2万1,842人)、奈良県では3,335件(87人)に上ります。
アルバイトなど公認を使用した違法案件
空手乗取による住居内での違法案件
高級住宅街をターゲットにした違法案件
スキミングと称される方法でデータを盗み取るクレジットカード違法案件
などの犯罪が増えています。
あなたのそばにも危険が潜んでいます。注意してください。

お察し
不法入国を見つけた際は、迷わず「110番」・五條警察署、または文書・駐在所に通報をお願いします。

国民年金からのお知らせ

市民課年金係(内線268、370)

国民年金保険料を納めるのが困難な場合には 保険料免除制度(申請免除)があります!

~ 申請受付は毎年7月開始 ~

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料納付が免除される制度(全額免除・半額免除)があります。所得基準額についてはお問い合わせください。免除の承認期間は、7月から翌年6月までとなっていますが、今年度のみ平成17年4月~6月分(平成15年所得での審査)についても申請することができます。

手続きには、年金手帳、印鑑(認め)、失業を理由とする場合は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要となります。なお平成17年1月になってから五條市へ転入の場合は、平成16年所得についての証明書(課税証明書または非課税証明書)も持参してください。

全額免除

保険料の全額(月額13,580円)が免除されます。免除された期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、年金額は保険料を納めたときの3分の1で計算されます。

半額免除

保険料の半額(月額6,790円)が免除されます。半額免除された期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、年金額は保険料を納めたときの3分の2で計算されます。
(注)半額免除の承認を受けても残りの半額の保険料を納めないと、未納期間になります。

30歳未満の若年者納付猶予制度が始まりました!

従来、ほかの年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の人が、所得の高い世帯主と同居しているときは保険料免除の対象となりませんでした。

平成17年4月から、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、同居している世帯主の所得に関わらず本人および配偶者の所得が一定基準以下であれば保険料納付が猶予される制度が始まりました。(納付猶予された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、追納しない限り年金額には反映されません。)

若年者納付猶予の承認期間は7月から翌年6月(前年の所得で審査)までとなりますが、今年度のみ平成17年4月~6月分(平成15年所得で審査)についても申請することができます。

手続きに必要なものは、申請免除と同様です。

学生納付特例制度の申請手続きを忘れていませんか?

学生納付特例制度の希望者で平成17年度の申請をまだ済ませていない場合は、年金手帳、印鑑(認め)と学生証(コピー可)または在学証明書を持参し、年金係窓口手続きを行ってください。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

申請はお早めに!

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受け取れない場合がありますので、申請は早め(8月末まで)に行ってください。

2005 国勢調査

平成17年10月1日(土)
9月下旬から国勢調査員がうかがいます。



1億?千?百?十?万?千?百?十?人
「?」を埋めるのは、
この国に暮らす
私たち一人一人です。

~10月1日 国勢調査

あなたの調査票には
日本の大切な未来がつまっています。

10月1日、国勢調査を全国いっせいにやります。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした大規模な統計調査です。調査結果は、社会福祉、環境整備、雇用対策、経済政策、交通計画など、みんなが住みよいまちづくりのための基礎資料となります。調査する項目は、男女の別、出生の年月、就業状況、通勤・通学地、住居の種類などです。調査内容が、他にもれたり、統計以外の目的に使われることは絶対にありません。国勢調査員が調査票を持ってうかがいます。未来のために、10月1日のあなたを記入してください。

問合せ 庶務課統計係(内線236)



すべての人のために



手話や点字、「障がい」者用トイレなど「障がい」者の人権を確立するため、バリアフリーの必要性が叫ばれ、社会のいろんな場所がバリアフリーとなりつつあります。公的な施設では車いす用スロープや身体「障がい」者用トイレ等の設置が義務づけられています。

バリアフリーの考え方は、「障がい」を持った人や高齢者の生活から障碍（しょうがい）を取り除こう、バリアをなくそうというものです。

この考え方を一歩進めたものがユニバーサルという考え方です。「障がい」を持った人だけではなく、<すべての人のために>という考えです。

ユニバーサルデザインはすべての人のデザインを意味します。すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建築、環境をデザインする発想です。

具体的には、「だれにでも公平に利用できること」や「使い方が簡単ですぐわかること」、「無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること」などがあげられます。

PICシンボルという絵文字もユニバーサルデザインの一つです。漫画では人権のPICシンボルはてんいち先生になっていますが、あなたなら、人権が確かめられている状態をどのように表現しますか。

この記事に関する問合せ
人権施策課(内線286)

五條バウム(市立五條文化博物館) 夏休み企画

夏季博物館講座

- 第1回
 - 日時 7月24日(日) 午後2時~4時
 - テーマ 「八角墳の出現と古墳の終末 - 栄山寺八角堂との関係 - 」
 - 講師 今尾文昭先生(奈良県立橿原考古学研究所調査第一課総括研究員)
 - 第2回
 - 日時 8月7日(日) 午後2時~4時
 - テーマ 「葛城修験の世界」
 - 講師 奥田 昇先生(香芝市二上山博物館主査)
 - 第3回
 - 日時 8月21日(日) 午後2時~4時
 - テーマ 「近世大和の百姓一揆と村」
 - 講師 西村幸信先生(柳沢文庫学芸員)
- 3回とも
場所 市立五條文化博物館1階研修室
定員 60人(事前に申し込んでください)
受講料 無料

夏休み子ども講座

- 第1回
 - 日時 7月23日(土)午前9時30分~11時30分
 - テーマ 「陶芸教室 - 古代人の器作り - 」A班
 - 講師 山田恭介先生
 - 第2回
 - 日時 7月23日(土)午後1時30分~3時30分
 - テーマ 「陶芸教室 - 古代人の器作り - 」B班
 - 講師 山田恭介先生
 - 第3回
 - 日時 8月6日(土)午前9時30分~11時30分
 - テーマ 「指人形を作ってお話をしよう」
 - 講師 絵本に親しむ会
 - 第4回
 - 日時 8月27日(土)午前9時30分~11時30分
 - テーマ 「自分だけのはんこを作ろう」
 - 講師 山本添山先生
- 4回とも
場所 市立五條文化博物館へ集合(陶芸教室のみ、博物館から会場となる講師の工房へ送迎します。)
対象 市内の小学校4・5・6年生
定員 20人(事前に申し込んでください)
参加費 無料(ただし材料費500円が必要です)

夏季企画展「木村篤太郎と吉田 茂」

主催 市立五條文化博物館
会期 7月23日(土)~9月4日(日)
会場 市立五條文化博物館3階特別展示室

博物館夏休み企画への参加申込・問合せ
市立五條文化博物館 2011

第5回博物館まつり

日時 7月31日(日)
主催 市立五條文化博物館友の会
映画会「ハリイ・ポッターとアズカバンの囚人」
午前9時20分~11時40分
正午~午後2時20分
午後2時30分~4時

映画を鑑賞するには整理券が必要です。整理券は博物館3階受付で当日午前9時から先着順で配布します。
問合せ 市立五條文化博物館・博物館友の会事務局 2011

高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図る 五條市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは、高齢者である会員にふさわしい地域に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を家庭、事業所、公共団体等から請負または委任契約により有償で引き受け、これを会員に提供することにより、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的とする奈良県知事の許可を受けた公益法人です。

「会員になって一緒に働いてみませんか」

次の方を対象としています
原則60歳以上の健康で働く意欲のある方
シルバー人材センターの趣旨・目的に賛同した方
入会説明会を受け、入会申込書を提出した方(毎月第1・第3水曜日午後1時30分から保健福祉センターで説明会を開催)定められた年会費を納入した方

「仕事の依頼待ってます」

主な仕事の例
除草作業、庭木の手入れ、障子・ふすま・網戸張り替え、清掃作業等
利用方法
お気軽にお電話でご相談・お申し込みください。なお内容により受注できない場合もあります。見積もりのうえ、センターと契約を結びますので、会員の就業等すべてセンターにお任せ頂きます。
収益を目的としない公益的・公共的な団体ですので安心です。
申込・問合せ
(社)五條市シルバー人材センター 野原西6丁目1-18(カルム五條内) 5541、FAX 2221

第55回社会を明るくする運動 強調月間 7月1日~7月31日

社会福祉課福祉係(内線299)

重点目標 「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」
標語・・・「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」

“社会を明るくする運動”はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
期間中は、広報車による市内巡回啓発、街頭啓発、「愛の善意」募金運動等の活動を行っています。
実施団体 “社会を明るくする運動”五條市実施委員会

保護司による電話相談

更生保護「ひまわりテレフォン相談」
犯罪や非行のない明るい町を築くため、犯罪や非行にいたった人々の社会復帰を支援し、一人で悩む人や、家族を援助するための電話相談を行っています。
どんなささいな事でも結構です。一人で悩まないで、一度あなたもお電話ください

ひまわりテレフォン相談

0742-20-6000
月曜日~土曜日(祝祭日を除く)
午後1時~4時

食中毒から身を守ろう! 0157を含む食中毒の予防

今年も、食中毒菌が活発に増え食中毒の発生が多発する季節を迎えました。
よりいっそう食品の調理や取り扱いに気をつけ、おいしく安全な食事を心がけましょう。

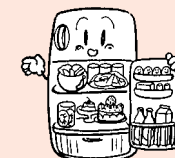
食中毒防止の基本3原則は、つけない・増やさない・やっつけるです。

細菌をつけない

- 洗う 食材・調理器具・手指
- 包む ラップをかける
- 殺菌 漂白剤につける・熱湯をかける



保健福祉センター成人保健係(内線290)



細菌をふやさない

- 長くおかない 早めに食べる
- 冷蔵と冷凍 ただし冷蔵庫は過信しない

細菌をやっつける

中心まで火を通す あたためる程度の中途半端な過熱はダメ!



感染症から身を守ろう!

SARSなどの感染症を防ぐには、外出後などの石けん等による手洗いやうがいを徹底すること、バランスの良い食事や十分な睡眠で体力・抵抗力を維持することが大切です。

7月の「おしらせ」 INFORMATION



ホームヘルパー(2級)養成研修の受講生募集

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護員の養成を図ることを目的に研修を実施します。

日時 8月22日(月) から平成18年1月末まで

場所 福祉センターおよび五條市内の各施設

対象者 五條市に住所を有し、市内の訪問介護事業に従事することを希望する者、市内の訪問介護事業所で事業に従事している者、またはその見込みの者

ただし、募集人員に満たない場合は、奈良県に住所を有する者とする。年齢については55歳までとする。

定員 25人(応募者が募集人数を超えた場合は、厳選な選考を行い受講者を決定します。受講決定者には8月上旬に本人に通知します。)

内容 訪問介護事業従事者の基本研修で、講義および実習を含む12時間の研修。

費用 受講料 6,800円(昼食代、交通費等は自己負担になります。)

募集期間 7月11日(月) ~ 22日(金)

申込方法 福祉センター内容口に備え付けの申込用紙で申し込んでください。(印鑑が必要です。)

その他 すべての講義・実習を終了しないと資格は取得できません。講習修了者には、終了証明書を交付します。

申込・問合せ先 在宅介護支援センター 新町3丁目3番2号(福祉センター内) 1166

五條市高齢者「おたつしや塾」の参加者募集

高齢者筋力トレーニング「おたつしや塾」の第4期生を募集します。

この塾は、高齢者が要介護状態になるのを予防し、足腰や背中に筋力をつけ元気に在宅生活を送れることを目的に事業をすすめています。

日時 9月6日(火)午前10時 ~ 11時30分(以後毎週火曜日と土曜日の週2回全28回)約3か月

場所 五條市ふれあい交流センター

対象者 市内に在住で60歳以上の人および要介護1または2の人。

募集人数 8人(申し込み多数の場合は抽選)

参加費 無料(ただし、傷害保険加入料と主治医の証明書代は個人負担となります。約2,500円)

申込方法 8月2日(火)までに、高齢対策係に申し込んでください。

申込・問合せ先 社会福祉課 高齢対策係(内線292)

おはようサイクリング

家族と一緒に早朝サイクリングを楽しみませんか。

日時 7月23日(土)・24日(日)午前5時30分集合、約1時間30分(小雨中止)

コース 中央公民館前(中之今井線)栄和電器前(五條東中学校前)栄山寺(市駐車場)までの往復約9キロメートル

定員 先着50人(ただし、小学校3年生以下は保護者同伴)

参加人数が10人未満の場合は中止します。

申込方法 7月17日(日)までに中央公民館へ参加費100円(傷害保険代)を添えて申し込んでください。

その他 ボランティアのインストラクターも募集しています。

申込・問合せ先 中央公民館 2001

夏のボランティア体験！

夏休み期間を利用して、市内の福祉施設や地域活動でボランティア体験をしてみませんか。

高校生以上で福祉やボランティアに興味のある人ならどなたでも参加できます。

より有意義な活動するため、事前・事後の学習会も予定していますので、あわせて参加してください。

場所・期間・定員 祥水園 8月9日(火) ~ 12日(金) (3 ~ 4人)、8月23日(火) ~ 26日(金) (3 ~ 4人)

日(火) ~ 26日(金) (3 ~ 4人) まきの苑 7月27日(水) ~ 29日(金) (3人)、8月15日(月) ~ 17日(水) (3人)

花咲寮 8月17日(水) ~ 19日(金) (2人) 友語苑 7月28日(木) ~ 30日(土) (2人)、8月29日(月) ~ 31日(水) (2人) つわぶき苑 7月27日(水) ~ 30日(土) (2人)

仁徳園 8月8日(月) ~ 10日(水) (2人)、8月22日(月) ~ 24日(水) (2人) ローズ 7月30日(土) (10人) 五條市社会福祉協議会障害者デイサービス 8月8日(月) (3人)、8月9日(火) (3人)、8月10日(水) (3人)、8月11日(木) (3人) 配食サービス(福祉センター) 8月9日(火) (2人)、8月23日(火) (2人) 子育てサロン 8月17日(水) (5人)

申込方法 7月20日(水)までに電話で申し込んでください

申込・問合せ先 五條市社会福祉協議会 4152

テーマ 季節のちぎり絵「夏の湖(いずみ)」

指導者 稲葉孝子先生(しゅんこうちぎり絵講師)

参加費 1,450円(材料費1,150円、利用団体連絡協議会費300円)

持ち物 工作のり・はさみ・鉛筆・筆(小)・ピンセット・鉄筆(インクの出ないボールペン)・おしぼり・ゴミ袋

申込方法 7月20日(水)までに参加費を添えて中央公民館へ申し込んでください。

その他 託児有り(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)

申込・問合せ先 中央公民館 2001

介護教室

日時 7月29日(金) 午後2時 ~ 4時

場所 福祉センター(新町3丁目)

定員 20人

内容 シーツ交換の方法、衣類着脱の介助方法

費用 無料

申込締切 7月28日(木)(受付は土日を除く午前9時 ~ 午後5時)

持ち物 筆記用具

その他 当日は動きやすい服装で参加してください

申込・問合せ先 五條市基幹型在宅介護支援センター 新町3丁目3-2 1166

親子ふれあい広場(料理教室)

親子で力を合わせて料理に挑戦してみませんか。

日時 8月27日(土) 午前10時 ~ 正午

場所 中央公民館

定員 24人(市内に在住の小学生および中学生とその保護者)

テーマ らくらくヨーグルトメニュー(なすのドライカレー、キャロットのマリネ風サラダ、かぼちゃと木の实のカップケーキ)

指導者 足立敦子先生(「水野真紀の魔法のレストラン」フーディーネーター)

参加費 一組 800円(材料費500円+利用団体連絡協議会費300円)ただし、子ども

ちぎり絵講座

季節の花や風物詩をちぎり絵で表現してみませんか?

日時 7月28日(木) 午前9時30分 ~ 正午

場所 中央公民館

定員 15人(五條市に在住または勤務の成人男女)

親子のすこやか料理教室

親子で力を合わせて料理に挑戦してみませんか。

日時 8月27日(土) 午前10時 ~ 正午

場所 中央公民館

定員 24人(市内に在住の小学生および中学生とその保護者)

テーマ らくらくヨーグルトメニュー(なすのドライカレー、キャロットのマリネ風サラダ、かぼちゃと木の实のカップケーキ)

指導者 足立敦子先生(「水野真紀の魔法のレストラン」フーディーネーター)

参加費 一組 800円(材料費500円+利用団体連絡協議会費300円)ただし、子ども

大塔村へどうぞお越しください!

合併により五條市となる大塔村には、大塔温泉「夢乃湯」(ふれあい交流館)をはじめ赤谷オートキャンプ場に「森乃湯」、ロジ星のくには「星乃湯」と、3か所の温泉浴場があります。大塔村では夏休みに入る7月21日木曜日から合併までの期間を、五條市民、西吉野村民の皆さまの「ご優待サービス期間」として、温泉入湯とロジ星のくへの宿泊に割引料金を適用させていただきます。

なお、ご利用の折には「ご優待サービス券」を切り取ってお持ちいただくか、免許証等ご住所が確認できるものをご持参ください。皆さまのお越しをお待ちいたしております。



ふれあい交流館(夢乃湯)



ロジ星のくに

割引料金・営業時間のご案内

夢乃湯(大人600円/小人300円)、森乃湯・星乃湯(大人500円/小人300円)から、大人100円/小人50円を割引きます。ロジ星のくに宿泊料金は、一割引とします。

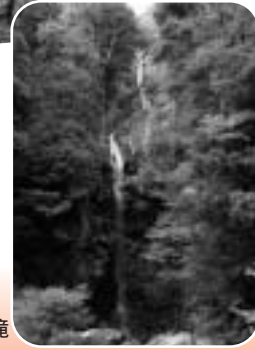
夏休み期間中は夢乃湯、森乃湯が毎日、星乃湯は土日祝にご利用いただけ、営業時間は夢乃湯 11時 ~ 21時、森乃湯 13時 ~ 17時、星乃湯 10時 ~ 17時となっています。9月からは各施設水曜日が休館となり、森乃湯、星乃湯は土日祝のみのご利用となります。

ご優待サービス券	問合せ先			
この券1枚で5名様まで御利用いただけます。	ふれあい交流館 「夢乃湯」	07473	0058	
大塔ふる里センター	ロジ星のくに 「星乃湯」	07473	0321	
	赤谷オートキャンプ場 「森乃湯」	07473	0252	
	財団法人大塔ふる里センター			

大塔村で夏山登山を楽しもう!



高野辻



宮の滝

昨夏「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、大塔村の東部大峯山脈を通る「大峯奥駈道」がこれに含まれました。大塔村では、世界遺産を見渡すさわやかな夏山の魅力を五條市民、西吉野村民の皆さまにも知っていただくため、二つのコースで夏山登山を企画しました。

Aコース [七面山、あけぼの平コース] (健脚向き) 30人募集

清流舟ノ川奥地から七面山登山道を経て大峯山脈の側稜「七面山西峰」に登り、さらに名峰釈迦ガ岳や七面山南の大岩壁の眺望が楽しめる「あけぼの平」を目指します。

Bコース [高野辻ビューポイント、宮の滝コース] (小学生以上一般向き) 100人募集

世界遺産の山並みを一望できる高野辻ビューポイントまで登り、花火師鍵屋弥兵衛のふる里篠原へと下ります。那智の滝とは夫婦滝と言われる「宮の滝」や清流「舟ノ川」の渓谷美も楽しめます。

林道主体のコースで小学生より参加を受け付けますが、小中学生には保護者の同伴が必要です。

日時 8月6日(土) Aコースは午前6時30分、Bコースは午前7時30分にそれぞれ大塔村役場前に集合

参加費 大人1,000円、小・中学生500円(保険、記念品、温泉入湯券を含みます。)お弁当、飲み物等は持参してください。

申込方法 7月22日(金)までに、はがきまたはFAXで参加コース、参加人数、氏名、住所、年齢、電話番号、を記入して申し込んでください。

申込・問合せ先 大塔村教育委員会 〒637-0408 大塔村辻堂41 07473 0317 FAX07473 0319

もが一人増えることに250円追加
持ち物 エプロン、タオル、三角きん、筆記用具
申込方法 7月31日(日)までに参加費を添えて中央公民館へ申し込んでください。ただし、定員になり次第締めきります。
申込・問合せ 中央公民館 2001

五條高等学校 「まなびスクール」

五條高等学校では、県立学校の開放事業として、地域の方々を対象に、「まなびスクール」を次のとおり実施します。
日時 8月22日(月)～8月26日(金) (5日間) 午前9時～正午
場所 五條高等学校美術教室
対象 社会人一般(高校生以上)
募集定員 10人程度(先着順)
内容 油彩画入門講座
参加費用 1,000円(材料費)
申込期間 7月20日(水)まで(7月20日の消印有効)
申込方法 往復はがきに必要事項を記入してください。
(必要事項) (往信用) 表面① 〒637-1009 五條市岡町1428・五條高等学校全日制まなびスクール係、裏面② 講座名(油彩画入門講座)、受講者の郵便番号・住所・氏名・電話番号、(返信用) 表面③ 受講者の郵便番号・住所・氏名、裏面④ 何れも記入しないでください。

丁目) 相談料 無料
申込方法 相談を希望する場合は、電話で予約をしてください。
申込・問合せ 五條市基幹型在宅介護支援センター 166

大淀養護学校 五條・西吉野地域別懇談会

より一層地域の方々との連携のもと本校関係者を含めた五條・西吉野在住の障害者の生活を考えるために懇談会を開催します。
日時 7月15日(金) 午前10時～正午
場所 カルム五條
テーマ 放課後支援の実態と合併後の福祉サービスについて
申込・問合せ 大淀養護学校 0747-15217655

自衛隊募集説明会

日時 7月28日(木)・29日(金) 午前10時～午後4時
場所 五條市自治会館(市役所西側)(他の会場については、問い合わせください)
問合せ 自衛隊五條募集事務所 今井5丁目1-12(サンタウ2階) 3789

問合せ 五條高等学校全日制(藤井) 4116
日時 7月31日(日) 午前10時から
場所 五條文化博物館別館 定員 20人(先着順)
今月の話題提供者 石部正志(博物館館長)
参加費 お茶菓子代として200円
申込・問合せ 五條文化博物館 2011

五條バウム学芸員トーク

休日のひとつ、歴史の好きな人同士で歴史や文化財のことを語り合いませんか。
日時 7月31日(日) 午前10時から
場所 五條文化博物館別館 定員 20人(先着順)
今月の話題提供者 石部正志(博物館館長)
参加費 お茶菓子代として200円
申込・問合せ 五條文化博物館 2011

大正琴五條教室発表会

公民館で大正琴を学び練習している人々の発表会を開催します。
日時 7月31日(日) 正午開場、午後12時30分開演
場所 市民会館大ホール
入場料 無料
問合せ 中央公民館 2001

危険物取扱者試験

試験日 8月21日(日)

奈良労働局から 建築物所有者・管理者 および解体業者の皆さんへ

「石綿障害予防規則」が7月1日から施行されました。石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されましたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。石綿含有製品のうち建材、摩擦材および接着剤については、既に製造、使用等が禁止されていますが、さらに、建築物の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図るため、厚生労働省では、「石綿障害予防規則」を制定し、7月1日から施行されました。詳しくは、最寄りの労働局または監督署にお問い合わせください。

問合せ 奈良労働局労働安全衛生課 0742-13210205
大淀労働基準監督署 0747-15210261

五條混声合唱団は毎週木曜日、午後7時から9時まで中央公民館

場所 天理教おやさとやかた 東市第4棟(天理市布留町) 試験区分 甲・乙・丙種 願書受付期間 7月11日(月)～13日(水)
その他 受験願書等は、五條市消防本部にあります。
問合せ 五條市消防本部 予防課 3310

訪問理美容サービス

自宅で理美容サービスが必要な人に対し、訪問理美容サービスを行っています。
対象 要介護4または5の高齢者で、一般の理美容サービスを利用することが困難な人
内容 市内の美容院または美容師の担当者が対象者宅を訪問し、頭髮の刈り込みおよび顔そりを行います。
利用料 サービスに係る理美容師の出張費は市が助成しますが、技術料(2,500円程度)については実費負担
利用回数 1人につき年2回以内
申込・問合せ 社会福祉課高齢対策係(内線292)

老年精神医学の 専門家が答える ものわすれ相談

日時 7月26日(火) 午前10時～正午
場所 福祉センター(新町3)

市民の善意

館で練習しています。童謡・唱歌・世界の歌等をピアノ伴奏に合わせて歌いませんか。体験入団
日時 7月17日(日) 午後1時30分から
場所 中央公民館
問合せ 五條混声合唱団 0736-13215447(西尾)、0995(三木)
中央公民館 2001
休館日：火曜日、祝日
ありがとごさいました。(敬称略)

《善意銀行》
高野山真言宗内吉野寺族婦人会 二見地区婦人会
山田恭三(靈安寺町) 退職女教師の会五條支部ひまわり会代表土井一世
五條市職員組合

8月10日は「道の日」
道路は、私たちの毎日の生活を支える欠くことのできない基本的な社会資本ですが、あまりにも身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。8月10日の「道の日」を契機にもう一度見直してみませんか。

『吉野川マナーアップキャンペーン』を実施します

生活用水や農業用水として、五條市民また、奈良県民の生活に多くの恵みを与えてくれる吉野川。この吉野川の自然や清流を守るうと、夏休み期間中の7月21日～8月31日までの間、行楽客などにゴミの持ち帰りなどのマナー向上を呼びかけます。8月7日には、奈良県・流域8市町村、ボランティア団体が一体にキャンペーンを実施します。当日、キャンペーン隊が吉野川の河原やキャンプ場などでゴミ袋を配布し、ゴミの回収作業をしながら啓発活動を行いますので多数ご参加ください。

集合場所 大川橋南詰河川敷(野原側) キャンペーンルート 大川橋南詰河川敷(野原側)～大川橋北詰河川敷(五條側)
問合せ 生活環境課(内線388)

日時 8月7日(日) 午前10時30分～正午
きれいな川をいつまでも
ゴミのポイすてはやめましょう

地域一体となった自然体験の場づくり

水辺の楽校 ワークショップ

日時 7月30日(土)(予備日=8月6日(土))
場所 吉野川河川敷(野原側)
対象者 市内の小学生
内容 吉野川の河川敷(野原側)で、飯ごう炊さん、魚や虫さがしなど
申込方法 各小学校で配布済みの申込用紙を参照してください。
その他 開催前日のつけ針の参加者(対象=小学4～6年生)、当日水辺の楽校ワークショップを手伝っていただける川遊びの得意な成人の方も併せて募集しています。詳しくは事務局まで問い合わせください。
問合せ 水辺の楽校ワーキンググループ事務局(公園緑地課内)(内線402、403)

吉野川フェスタかわっ子まつり 2005

みんなが川とふれあい、楽しく遊び、吉野川にもっと関心を持ってほしい!そして、吉野川にきれいな流れを取り戻し、川を主役とした元気なまちづくりをするために今年も吉野川フェスタを行います。川と親しむ楽しい催しのほか、河原ではバーベキューなども自由でできますので、ご家族そろって楽しい1日を過ごしてね!

日時 7月8日(日) 午前9時～午後3時 (少雨決行) (18日が中止の場合は7月24日(日)に延期)
参加無料!
場所 大川橋下流 左岸 (野原側)

主催 吉野川活性化プロジェクト
協賛 五條市・五條市教育委員会・五條市観光協会 五條市商工会・五條市自治連合会 五條市漁業組合・奈良県漁業協同組合連合会 奈良県漁業協同組合連合会・(株)モンベル
問合せ 五條市役所 農林商工観光課 TEL 4001 内線210・350



市民 ごよみ

上野公園市民プールオープン

◆7月10日(日)～8月31日(水)

場所◎上野公園市民プール

時間◎10時～18時

第34回差別をなくす市民集会

◆7月10日(日)

場所◎市民会館

時間◎13時30分

人権を確かめあう日

◆7月11日(月)

税の無料相談

◆7月13日(水)

場所◎中央公民館

時間◎13時30分～15時

各種年金相談

◆7月20日(水)

場所◎商工会館

時間◎10時～15時

交通事故相談

◆7月28日(木)

場所◎中央公民館

時間◎10時～15時

吉野川フェスタ2005かわっ子まつり

◆7月30日(土)

場所◎大川橋下流左岸(野原側)

時間◎13時

吉野川マナ - アップキャンペーン

◆8月7日(日)

場所◎大川橋下流左岸(野原側)

時間◎10時30分から

市のうごき

- 平成17年5月31日現在 -

世帯数 12,123世帯 (+ 40)

人口 34,385 人 (- 64)

男 16,531 人 (- 33)

女 17,854 人 (- 31)

() 内の数字は前月比

発行 五條市

編集 市長公室秘書課

〒637-8501

五條市本町1丁目1番1号

4001

ホームページ

<http://www.city.gojo.nara.jp/>

電子メール gojo@city.gojo.nara.jp

この広報紙は再生紙を利用しています。



元気でやさしく、
笑顔のステキな子になってね！
大石 真菜(まな)ちゃん (1歳)
大石 良則さん・佳子さんの長女



これからも3人仲良くね！

石本 涼(りょう)ちゃん(6歳)
石本 翔大(しょうた)ちゃん(5歳)
石本 楓華(ふうか)ちゃん(2歳)
石本 孝史さん・淑子さんの長男・二男・長女
(霊安寺町)

ヤングリポート

193

このまち大好き

今回のヤングリポートは、吉田 朋子(よしだ ともこ)さんにインタビューしました。吉田さんは社会人2年目の23歳です。

五條の好きなところは？

親しみやすく、思いやりのある人が多いところ。

将来のまちづくりに望むことは？

お年寄りも、若い人も過ごしやすいまちにしてほしい。

趣味は？

友達とワイワイ騒ぐこと。

好きなタレントは？

特にいません。

理想の人は？

頼りになる人。



ヤングリポートでは登場してくれる方を募集します。
申込・問合せ 秘書課広報係(内線351)